解体工事仕様

1．共通仕様　（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」（以下、「解体共通仕様書」という）による。ただし、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（最新版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」による。
（2）すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違のある場合の優先順位は次のとおりとする。
①現場説明書（現場説明に対する質疑回答書を含む）
②特記仕様書
③設計図書
④建築物解体工事共通仕様書（最新版）
⑤公共建築改修工事標準仕様書（最新版）
⑥公共建築工事標準仕様書（最新版）

2．特記仕様　（1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は、○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印に○印のついた場合は、共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　　）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の（改修　　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（5）図中の数字番号（○-○○-○：注○には数字が入る）は、建築工事標準詳細図（最新版）の分類番号を指す。

章	項　目	特　記　事　項
2 仮設工事	① 足場その他	内部足場　（改修2．2．1） ※　きゃたつ、足場板等　・ 外部足場　（改修表2．2．1） ※　A種　・　B種　・　C種　・　D種 ※枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年 4月策定）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。 材料、搬去材等の運搬方法　（改修表2．2．2） ・　A種　・　B種　・　C種　・　D種　・　E種
	② 騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策　（2．2．1） ⊗防音パネル　・防音シート　・メッシュ金網　・養生シート（防炎１類） （1）十分な遮音性能を有する他、美観にも考慮する。 設置範囲　※図示 （2）垂直養生の設置高さは取り壊し位置より常に１m以上の高さを保ち、散水や粉塵の飛散防止を図る。 （3）定期的に点検を行い、常に安全には十分注意する。
	③ 散水養生	（1）場内から土ぼこり等が発生しないように散水等を行う。 （2）排水先等も事前に検討し、周辺環境の保持に努める。
	4　監督員事務所 建築工事特記仕様書による	⊙ 設ける(A-01図による)　・　設けない　（2．3．1） 位置　・　既存建物の一部を使用する ・　構内に新設 規模　（　　）m２　程度 仕上の程度　下表を標準とする。 部位等 ／ 仕上げ 床 ／ 合板張り又はビニル床シート張り 内壁・天井 ／ 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り 屋根 ／ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 監督員事務所の備品等　（2．3．1） ・　設ける　・　設けない
	5　工事用水 建築工事特記仕様書による	構内既存の施設　⊙ 利用できる（※　有償　・　無償　）　・　利用できない
	6　工事用電力 建築工事特記仕様書による	構内既存の施設　⊙ 利用できる（※　有償　・　無償　）　・　利用できない
	7　仮囲い 建築工事特記仕様書による	（1）関係法令に従い、適切な構造とする。なお、支柱は地中に十分打ち込んだ単管等に連結するとともに、控え及び筋違い等により強風にも耐えられる構造とする。 （2）種類・範囲 ※　図示
3 解体施工	① 躯体の解体	撤去範囲（※　図示　・　　）　（3．7．2）
	② 杭の解体	杭の解体　（3．8．2） ⊙ 行う　・　行わない 杭の解体工法 ・　引抜き工法　・　破砕による解体　⊙ 破砕による部分撤去（範囲：図示）
	③ 樹木等	樹木の伐採抜根及び移植　（3．9．1） ⊙ 行う　範囲　※　図示
	4　井戸	撤去範囲（・上部構造のみ（適切に砂詰めの上、周囲保護のこと）　・　　）
	⑤ 地下埋設物・埋設配管	雨水ます、雨水配管　（3．10．1） 地下埋設物及び埋設配管の解体 ⊙ 行う　範囲　※　図示
	⑥ 解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　（3．11．1） ⊙ 行う　範囲　※　図示 整地高さ ・　現状ＧＬ　⊙ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ⊙ 山砂の類　・　他現場の建設発生土の中の良質土　・　再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層３０ｃｍ程度毎に締め固めること。 表層仕上げ ・　砂利敷き　範囲　※　図示 ⊙ 行わない
	⑦ 振動・騒音対策	⊙ 騒音対策　（静音タイプの重機の使用、騒音発生部分の重点遮音対策を行う） ⊙ 振動対策　（低振動タイプの重機の使用等の配慮を行う） 搬去建築物の養生　（※　行う　・　　） 塵埃飛散対策　（※　行う　・　　） 騒音・振動測定　（※　行う　・　　） ⊙ 工事期間中は、防音シート設置等必要な振動・騒音対策を十分講じること。 また、近隣住民の要請等についても、誠意をもって対処し、必要ま対策を講じること。
	⑧ 建設発生土の処理	※　構外搬出適切処理　⊙ 構内指示の場所に処理 ⊙ 構内指示の場所に敷き均し　⊙ 構内指示の場所にたい積

章	項　目	特　記　事　項
	⑨ 事前調査	工事着手前に隣接地及び必要と思われる周辺家屋等を写真撮影し、工事中及び完了後の損傷または、汚染等による諸問題に対処できる処置を講じること。 ・　建築物の事前調査 解体工事着工前に解体対象建築物が設計図と同一であるか調査し、監理者に報告する。 ・　有害物質の事前調査 有害物質処理工事着手前に処理対象物の存在場所、量を特定するために調査し、監理者に報告する。 ⊙ 敷地周辺の事前調査 調査項目　・　建物外部調査　⊙ 外構調査　・　建物内部調査　・　建具調査 ・　床傾斜測定　・　沈下測定　・その他（　　） ・　土壌汚染、水質汚染の事前調査 土壌汚染対策法及びその他の関連法令に従い調査を行う。 ※提出図面・書類等　・　報告書　・　現場写真　・　その他必要書類（　　） ・　調査家屋配置図　・調査家屋平面図（内部を調査した場合のみ）
4 建設廃棄物の処理	① 再資源化等	・　現場において再利用を図るもの　（4．4．1） （　　） ⊙ 再生資源化を図るもの ⊙ コンクリート塊　⊙ アスファルトコンクリート塊　⊙ 建設発生木材 ⊙ 再生資源化を図るもの ⊙ 金属類　⊙ 小型二次電池 ・　蛍光ランプ、ＨＤランプ　・　硬質塩化ビニル管、継ぎ手
	2　処理に注意を要する建設廃棄物	・　ＣＣＡ処理木材　（4．5．1） ・　ヒ素、カドミウム含有石膏ボード
5 特別管理産業廃棄物等の処理等	① 分析調査	※　行う　（5．1．3） （適用範囲：　　） 使用状況調査（製造所名、製造年、型式、種類、数量等） 処分条件調査（収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設等） 調査結果については、監督員に報告すること。
	② 特別管理産業廃棄物の処分等	・　特別管理産業廃棄物　（5．4．1） 種類 ／ 処理方法 ⊙ 廃石綿等 ／ ※　アスベスト含有建材の除去等による。 ・　ＰＣＢを含む機器類 ／ ※　保管（保管場所：　　） ・　ＰＣＢ含有シーリング材 ／ ※　保管（保管場所：　　） ・　廃油 ／ ・　中間処理施設再生処理　・　焼却処分 ・　廃酸／廃アルカリ ／ ・　製造業者又は専門業者（回収委託）　・　再生処理 ・　特殊な建設副産物の回収及び処分　（5．4．1） 種類 ／ 処理方法 ・　フロン ／ ※　登録回収業者（回収委託）　・　破壊　・　再利用 ・　ハロン ／ ※　設備設置業者（回収委託）　・　再利用　・　保管 ・　イオン化式感知器 ／ ※　製造業者又は販売業者（回収委託） ・　六フッ化硫黄（SF_6）ガス ／ ※　製造業者又はガス回収業者（回収委託）　・　再資源化　・　再使用 ・　特定化学物質 ／ ・　回収　・　処分
	③ 発生材の処理等	⊙ 引渡しを要するもの　※無　・有 （・金属類　・盤類　・電線、ケーブル　・　　） ・　放射性物質を含むイオン化式感知器の回収は、製造業者又は販売業者に委託する。 ただし、搬出処理とする。 ⊙ 保温材は、配管・ダクト等より分解する。 ⊙ 金属類　（ ⊙機器類 ⊙ダクト ⊙配管 ⊙その他の金属 ）の処理は （・物品管理業者に引き渡し　⊙構外搬出適切処理　）とする。
6 アスベスト含有建材の除去等	① 施工調査	施工調査（アスベスト含有建材の有無）　※行う　（6．1．3） （目視及び既存資料等による製造年等の確認） 目視及び既存資料等による施工調査は、次の事項について行い、調査結果をとりまとめ、目視及び既存資料等による施工調査は、図面等により記録し、監督員に提出する。 1．アスベスト含有建材使用部位の確認 2．アスベスト含有建材厚さ等の確認 3．アスベスト含有建材使用数量の確認 4．施工範囲等の確認 アスベスト含有建材の分析調査　⊙行う　・行わない 分析方法 ・　ＪＩＳ　Ａ１４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。 ※　「建材中の石綿含有率の分析方法」（平成１８年８月２１日基発第０８２１００２号、基安化発第０８２１００１号及び平成２０年２月６日基安化発第０２０６００３号）による。 分析結果については、監督員に報告すること。 分析検体数　⊙図示（仕上表参照）　・
	② アスベスト粉じん濃度測定	アスベスト粉じん濃度測定　濃度測定については、先行解体時と解体工事の2回行うこと。　（6．1．4） 測定名称 ／ 測定時期 ／ 測定場所 ／ 測定点（各施工箇所ごと） ／ 備考 測定１ ／ 処理作業前 ／ 処理作業室内 ／ 各４点 ／ （注）１ 測定２ ／ 処理作業前 ／ 調査対象室外部の付近 ／ 各２点 ／ 大気 測定３ ／ 処理作業中 ／ 処理作業室内 ／ 各４点 ／ （注）１ 測定４ ／ 処理作業中 ／ 負圧・除じん装置の吹出口 ／ 出口吹出し風速1m/sec以下の位置各２点 ／ － 測定５ ／ 処理作業中 ／ 処理作業室外 ／ ４方向各１点（敷地境界） ／ － 測定６ ／ 処理作業後（シート養生中） ／ 処理作業室内 ／ 各２点 ／ － 測定７ ／ 処理作業後シート撤去後１週間以降 ／ 処理作業室内 ／ 各４点 ／ （注）１ 測定８ ／ 処理作業後シート撤去後１週間以降 ／ 調査対象室外部の付近 ／ 計２点 ／ 大気 （注）１．各施工箇所ごとの作業室面積が５０㎡以下までは２点、３００㎡以下までは３点、１０００㎡以下までは４点、１０００㎡を超えるものは５点とする。
	3　アスベスト含有吹付材の除去及び処分	処理工法 ・　除去工法（ＢＣＪ（財）日本建築センターの審査証明（写）添付） ・　封じ込め処理（　　） ・　囲い込み処理（　　） 除去物及び汚染物等の処理 ※　密封処理　・　セメント固化 保管場所 ・　（監督員との協議による　　） 処分 ・　埋立処分　・　溶融固化

章	項　目	特　記　事　項
	4　アスベスト含有保温材等の除去及び処分	除去工法 ※　手ばらし　・（　　） 除去物及び汚染物等の処理 ※密封処理　・　セメント固化 保管場所 ・　（　　） 処分 ・　埋立処分　・　溶融固化
	⑤ アスベスト含有成形板の除去及び処分	除去工法 ※　手ばらし　・（　　） 保管場所 ⊙ （監督員との協議による　　） 処分 ⊙ 埋立処分　・（　　）
	⑥ アスベスト含有建築仕上塗材	処理工法 ⊙ 除去工法（ＢＣＪ（財）日本建築センターの審査証明（写）添付） （　下地ボード材と共に手ばらし　） ・　封じ込め処理（　　） ・　囲い込み処理（　　） 作業場の隔離を行い、セキュリティゾーン（前室・洗身室及び更衣室）の設置 ・　設置する　⊙ 設置しない　（　粉塵等が飛散しないように十分に注意しながら撤去すること　） 除去物及び汚染物等の処理 ※　密封処理　・　セメント固化 保管場所 ・　（監督員との協議による　　） 処分 ⊙ 埋立処分　・　溶融固化
	⑦ 手続き等	※園部労働基準監督署に必要な書類の届出を行うこと。 またその内容を周辺住民の見やすい場所に掲示すること。
	8　除去後の仕上げ	・（　　）
	⑨ 石綿作業主任者	※　適用する
	⑩ アスベスト含有材リスト	⊙（　図示　仕上表参照　　） 棟　名 ／ 室　名 ／ 部　位 ／ 建材名
7 汚染土壌対策	1　土壌汚染状況調査	・　行う　・　別途
	2　処理方法	・　汚染土壌が出る可能性有り ※汚染土壌が出た場合、掘削除去措置による場外搬出処分をおこなう。
	3　留意事項	※関係法令及び条例等を遵守し適切に処理すること。なお、環境省通知「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について」に基づき積込・運搬・処分することとし、「汚染土管理票」のシステムを用いた適正な管理を図ること。 ※掘削及び掘削土の積込・運搬にあたっては、周囲に飛散・拡散しないよう対策をとること。 ※工事実績報告書を作成し提出すること。 ※施工計画については、所管窓口と協議を行うこと。
8 その他	① 工事範囲	※設計図書については詳細を示すものではないので、工事着手前に現場調査を行い、状況を充分把握すること。 ※施工調査により、特別管理産業廃棄物及びアスベスト含有建材等が発生した場合は、監督員と別途協議を行い、適正処理を行うこと。その場合は、５章特別管理産業廃棄物等の処理等及び６章アスベスト含有建材の除去等を適用する。但し、施工調査費は請負金額に含むものとする。 ※設計図書に明記の無い建物・地中埋設物等が確認された場合は、監督員と協議の上、処理方法を決定する。ただし、明らかに解体撤去対象物と判断できるものは除却する。 ※解体建築物（残存物を除く）及び工作物等は、地盤面下基礎部分を含め撤去すること。

株式会社　内藤建築事務所
京都市左京区田中大堰町１８２
一級建築士　神先 誠司　(登録第[illegible]号)
一級建築士事務所　京都府知事登録(ス.L)第[illegible]号
（一級建築士　登録第[illegible]号）
（設備設計一級建築士　第[illegible]号）
矢口　正栄
【担当(構造設計)一級建築士・各種公式資格を下記】
（一級建築士　登録第151369号）
（設備設計一級建築士　第21485号）
東條　和彦
【設備関係規定に関わる部分が適合する】

工事名	京丹波町立（仮称）たんぱこども園新園舎新築工事		図番
図　名	解体特記仕様書	縮　尺 A1:－ A3:－	設計日	Ａ－０１０